

# ○犯罪による収益の移転防止に関する法律

平成十八年四月二日降旨有効な目規定

改正法令  
犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律(平成一六・二・二七法)二七本則(平成一八・一〇・一施行)

## 第一署名 (改正により追加)

(定義)

第一条(略)

(一三三)略

三十九 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)

第二条第二項に規定する宅地建物取引業者(信託会社は金融機関の信託業務を兼営等とする法律(第一号)第一項の認可を受けたる金融機関であつて、宅地建物取引業法(第三号)に規定する宅地建物取引業(別表において単に「宅地建物取引業」という)を営むもの(第二号)第一項第十五号において「又なし」宅地建物取引業者(という)を含む。)

(四四四)略

## 第二署名 (改正により追加)

(取引時確認等)

第四条(一) 特定事業者(第二条第二項第十二号に掲げる特定事業者)(第十条において「弁護士等」という)を除く。以下同じ。は、顧客等と間で、別表の上欄に掲げる特定事業者の区分に応じそれぞれ前欄の中欄に定める業務(以下「特定業務」という)のうち同表の下欄に定める取引(次項において「特定取引」といふ)と同項前段に規定する取引に該当するもの(略)等を行うに際しは、主務省令で定める方法により、当該顧客等について、次の各号(第一条第二項第四十三号から第四十六号まで)に掲げる特定事業者にあつては、第一号に掲げる事項の確認を行わなければならない。

(一四四)略

## 疑わしい取引の届出等

第八条(一) 特定事業者(第一条第二項第四十三号から第四十六号まで)に掲げる特定事業者を除く。は、取引時確認の結果その他の事項を勘案して、特定業務において取交した財産が犯罪による収益である疑いがあり、又は顧客等が特定業務に関し組織的犯罪(刑法第十条の罪若しくは麻薬特例法第六条の罪に当たる行為を行つてゐる疑いがある)と認められる場合においては、速やかに、政令で定めるところにより、政令で定める事項を行政庁に届け出なければならない。

(新) (改正により追加)

(二) 特定事業者(その役員及び使用人を含む)は、前項の規定による届出(以下「疑わしい取引の届出」という)を行つたときは、又は行つたことを当該疑わしい取引に係る顧客等又はその者の関係者に漏らしてはならない。(改正後の(三))

(三) (略)

(四) (略) (改正後の(四))

(五) (略) (改正後の(五))

(六) (略) (改正後の(六))

(七) (略) (改正後の(七))

(八) (略) (改正後の(八))

(九) (略) (改正後の(九))

(一〇) (略) (改正後の(一〇))

(一一) (略) (改正後の(一一))

(一二) (略) (改正後の(一二))

(一三) (略) (改正後の(一三))

(一四) (略) (改正後の(一四))

(一五) (略) (改正後の(一五))

(一六) (略) (改正後の(一六))

(一七) (略) (改正後の(一七))

(一八) (略) (改正後の(一八))

(一九) (略) (改正後の(一九))

(二〇) (略) (改正後の(二〇))

(二一) (略) (改正後の(二一))

(二二) (略) (改正後の(二二))

(二三) (略) (改正後の(二三))

(二四) (略) (改正後の(二四))

(二五) (略) (改正後の(二五))

(二六) (略) (改正後の(二六))

(二七) (略) (改正後の(二七))

(二八) (略) (改正後の(二八))

(二九) (略) (改正後の(二九))

(三〇) (略) (改正後の(三〇))

(三一) (略) (改正後の(三一))

(三二) (略) (改正後の(三二))

(三三) (略) (改正後の(三三))

(三四) (略) (改正後の(三四))

(三五) (略) (改正後の(三五))

(三六) (略) (改正後の(三六))

## 第四署名 (改正により追加)

第四十一条(一) 略(改正後の第四十一条)

(二) 略(改正後の第四十一条)

(三) 略(改正後の第四十一条)

(四) 略(改正後の第四十一条)

(五) 略(改正後の第四十一条)

(六) 略(改正後の第四十一条)

(七) 略(改正後の第四十一条)

(八) 略(改正後の第四十一条)

(九) 略(改正後の第四十一条)

(一〇) 略(改正後の第四十一条)

(一一) 略(改正後の第四十一条)

(一二) 略(改正後の第四十一条)

(一三) 略(改正後の第四十一条)

(一四) 略(改正後の第四十一条)

(一五) 略(改正後の第四十一条)

(一六) 略(改正後の第四十一条)

(一七) 略(改正後の第四十一条)

(一八) 略(改正後の第四十一条)

(一九) 略(改正後の第四十一条)

(二〇) 略(改正後の第四十一条)

(二一) 略(改正後の第四十一条)

(二二) 略(改正後の第四十一条)

(二三) 略(改正後の第四十一条)

(二四) 略(改正後の第四十一条)

(二五) 略(改正後の第四十一条)

(二六) 略(改正後の第四十一条)

(二七) 略(改正後の第四十一条)

(二八) 略(改正後の第四十一条)

(二九) 略(改正後の第四十一条)

(三〇) 略(改正後の第四十一条)

(三一) 略(改正後の第四十一条)

(三二) 略(改正後の第四十一条)

(三三) 略(改正後の第四十一条)

(三四) 略(改正後の第四十一条)

(三五) 略(改正後の第四十一条)

(三六) 略(改正後の第四十一条)

(三七) 略(改正後の第四十一条)

(三八) 略(改正後の第四十一条)

(三九) 略(改正後の第四十一条)

(四〇) 略(改正後の第四十一条)

(四一) 略(改正後の第四十一条)

(四二) 略(改正後の第四十一条)

## 出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

(一・二) (略)

(三) (略)

(四) (略)

(五) (略)

(六) (略)

(七) (略)

(八) (略)

(九) (略)

(一〇) (略)

(一一) (略)

(一二) (略)

(一三) (略)

(一四) (略)

(一五) (略)

(一六) (略)

(一七) (略)

(一八) (略)

(一九) (略)

(二〇) (略)

(二一) (略)

(二二) (略)

(二三) (略)

(二四) (略)

(二五) (略)

(二六) (略)

(二七) (略)

(二八) (略)

(二九) (略)

(三〇) (略)

(三一) (略)

(三二) (略)

(三三) (略)

(三四) (略)

(三五) (略)

(三六) (略)

(三七) (略)

(三八) (略)

(三九) (略)

(四〇) (略)

(四一) (略)

(四二) (略)

(四三) (略)

## 金融商品取引法の適用

(一) 略

(二) 略

(三) 略

(四) 略

(五) 略

(六) 略

(七) 略

(八) 略

(九) 略

(一〇) 略

(一一) 略

(一二) 略

(一三) 略

(一四) 略

(一五) 略

(一六) 略

(一七) 略

(一八) 略

(一九) 略

(二〇) 略

(二一) 略

(二二) 略

(二三) 略

(二四) 略

(二五) 略

(二六) 略

(二七) 略

(二八) 略

(二九) 略

(三〇) 略

(三一) 略

(三二) 略

(三三) 略

(三四) 略

(三五) 略

(三六) 略

(三七) 略

(三八) 略

(三九) 略

(四〇) 略

(四一) 略

(四二) 略

## 罰則

(一) 略

(二) 略

(三) 略

(四) 略

(五) 略

(六) 略

(七) 略

(八) 略

(九) 略

(一〇) 略

(一一) 略

(一二) 略

(一三) 略

(一四) 略

(一五) 略

(一六) 略

(一七) 略

(一八) 略

(一九) 略

(二〇) 略

(二一) 略

(二二) 略

(二三) 略

(二四) 略

(二五) 略

(二六) 略

(二七) 略

(二八) 略

(二九) 略

(三〇) 略

(三一) 略

(三二) 略

(三三) 略

(三四) 略

(三五) 略

(三六) 略

(三七) 略

(三八) 略

(三九) 略

(四〇) 略

(四一) 略

(四二) 略

## 罰則

(一) 略

(二) 略

(三) 略

(四) 略

(五) 略

(六) 略

(七) 略

(八) 略

(九) 略

(一〇) 略

(一一) 略

(一二) 略

(一三) 略

(一四) 略

(一五) 略

(一六) 略

(一七) 略

(一八) 略

(一九) 略

(二〇) 略

(二一) 略

(二二) 略

(二三) 略

(二四) 略

(二五) 略

(二六) 略

(二七) 略

(二八) 略

(二九) 略

(三〇) 略

(三一) 略

(三二) 略

(三三) 略

(三四) 略

(三五) 略

(三六) 略

(三七) 略

(三八) 略

(三九) 略

(四〇) 略

(四一) 略

(四二) 略